

目 次

第1章	幼稚園・小学校・中学校・高等学校における支援の実際	1
1	園全体で統一した視覚的支援	2
2	外部専門家と連携した保護者支援	4
3	校内委員会と個別の指導計画を活用した指導	6
4	ケース会議を活用した校内連携による指導	8
5	組織的な実態把握による高等学校における指導	10
第2章	特別支援学校・特別支援学級における教育の充実	13
1	重度・重複障害のある児童生徒に対する 自立活動の指導及び教育課程の編成	14
2	知的障害のある児童生徒に対する 領域・教科を合わせた指導	18
3	自閉症の児童生徒に対する指導	22
4	特別支援学級における教育課程の編成 及び障害の状態等に応じた指導	26
第3章	特別支援学校におけるセンター的機能の実際	31
1	特別支援学校（視覚障害教育）による支援	32
2	特別支援学校（聴覚障害教育）による支援	34
3	特別支援学校（肢体不自由教育）による支援	36
4	特別支援学校（知的障害教育）による支援	38
5	特別支援学校（知的障害教育）による支援	40
引用・参考文献		42

情緒障害者を対象とする特別支援学級の名称である「情緒障害特別支援学級」については、平成21年2月3日付け20文科初第1167号文部科学省初等中等教育局長通知により、「自閉症・情緒障害特別支援学級」という名称に改められました。本ハンドブックでは、この名称を改める通知以前の取組みが主であることから、「情緒障害特別支援学級」の名称を用いています。